

広島県告示第二百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

地区	遅越三九〇（六一六一）	区域の名称	土砂災害警戒区域	告示番号	平成二十一年広島県告示第二百九十号
				所在地	広島県山県郡安芸太田町大字加計字遅越地内
地区	遅越三九〇（六一六一）	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
地区	遅越三九〇（六一六一）	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊